

教職課程の履修について〈全学〉

① 教職課程について

本学には教育職員免許状(以下、教員免許という。)を取得するために必要な、文部科学大臣の認定する教職課程が設けられている。教員免許を取得しようとする者は、「教育職員免許法」に基づき、本学が定める教職に関する単位を卒業要件とは別に修得しなければならない。また、卒業に関わる科目の中でも、特に指定する幾つかの科目を履修することが義務付けられている。

教員免許の取得に至るまでに、教員の社会的責務の重要性から、本学が定める所定の申し込みや説明会の出席など様々な手続きが必要となっているので、1 年次から計画的に履修するよう、特に注意することが望まれる。また、ガイダンスには必ず出席しなければならない。

なお、教育学部教育学科の教員養成課程の履修については、別途定めている。

② 本学の教職課程で取得できる免許状の種類・教科

文 学 部	文学科日本文学専攻	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)
	文学科英米文学専攻	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
	文学科歴史学・考古学専攻	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
経 済 学 部	経済学科	高等学校教諭一種免許状(公民)
	経営学科	高等学校教諭一種免許状(商業)
芸 術 学 部	芸術学科	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(工芸)
スポーツ科学部	スポーツ科学科	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
栄 養 学 部	栄養学科	栄養教諭一種免許状
情報工学部	情報工学科	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)

③ 法律に定められている規定

イ、「教育職員免許法第 5 条別表第 1」に定められている規定

所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数
免許状の種類			教科及び教職に関する科目
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	59
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	59

ロ、「教育職員免許法第 5 条別表第 2 の 2」に定められている規定

所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数
免許状の種類			
栄養教諭	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	22

ハ、「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6」に定められている規定

日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位、数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2 単位を修得していること。

④ 本学で修得すべき単位

各教科の教員免許の取得を目指す者は、次表Ⅰ・Ⅱに示されている科目の中から必要単位を修得しなければならない。また、次表Ⅴ「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6」に該当する科目を修得しなければならない。

中学校の教員免許の取得を希望する者は、別途 7 日間の介護等の体験(教職ガイダンスで指示する)が必要である。以上の要件を満たした上で、免許状の申請を行い、卒業と同時に教員免許を取得することができる。

栄養教諭の免許の取得を目指す者は、次表Ⅲ・Ⅳに示されている科目の中から必要単位を修得しなければならない。また、次表Ⅴ「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6」に該当する科目を修得しなければならない。以上の条件を満たした上で、免許状の申請を行い、卒業後に教員免許を取得することができる。

⑤ 教育実習・栄養教育実習

4 年次の「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「栄養教育実習」の履修は、原則として、④に示されている科目のうち、3 年次までに配当されている必修科目の単位をすべて修得した者に限り認めている。

また、3 年次終了までに授業態度、関係科目修得状況などにより、実習生としてふさわしくないと本学が判断した場合に履修を認めないことがある。

4 年次の教育実習・栄養教育実習に係る手続きは 3 年次から始まる。原則として、2 年次終了時に GPA2.0 以上、かつ、④に示されている科目のうち 2 年次までに配当されている必修科目の単位をすべて修得した者に限り、教育実習の手続きを行うことを認めている。

「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「栄養教育実習」の詳細については、教職ガイダンス及び説明会等で別途指示するので、該当学生は、これらの会合には必ず出席しなければならない。

「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」については、原則として本学の附属校又は協力校で実施する。

⑥ 学校体験活動

教育実習、教員採用試験、就職後などに、学校でのボランティア活動の経験が役に立つため、積極的に参加することが望ましい。また、本学の定める手続きを経て、原則として本学の附属校及び協力校等で 30 時間以上の活動を行うことで、「学校体験活動」の単位を認定する。「学校体験活動」の詳細については、教職ガイダンス及び説明会で別途指示するので、該当学生は必ず出席しなければならない。

⑦ 介護等の体験

中学校の教員免許の取得を希望する者は、介護等の体験(特別支援学校 2 日間、社会福祉施設 5 日間の合計 7 日間)を行わなくてはならない。介護等の体験は、本学では原則 3 年次に、体験希望者についてガイダンス及び申し込みを行う。体験希望者は、社会福祉施設に対する費用を別途払わなくてはならない。(2025 年度は 7,500 円)

⑧ 教職課程履修費

本課程履修者は履修費(2 年次前期 15,000 円、3 年次前期 15,000 円、4 年次前期 15,000 円)を要する。

⑨ 文学部文学科各専攻での履修科目について

文学部文学科の日本文学専攻・英米文学専攻・歴史学・考古学専攻に置かれた教職課程に関して、教科に関する専門的事項の必修科目のうち専門教育科目は、当該専攻の学生のみが受講できる。

上記の当該専攻の学生のみが受講できる科目を、他の学生が受講したい場合には、事前に各授業科目担当の教員から履修許可の内諾を得た上で、「他専攻履修願」を提出する必要がある。

Ⅲ.教育の基礎的理解に関する科目等(栄養教諭)

免許法上の科目区分	授業科目名	単位数		配当年次	備考	
		必修	選択必修			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2		1年後期	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	2		1年前期	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2		2年前期	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		2年前期	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	1		2年前期	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2		1年後期	
生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容	道徳教育論	2		2年前期	
		特別活動と総合的な学習の時間の理論と実践	2		3年前期	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)	教育方法・技術論(情報通信技術の活用含む)	2		2年後期	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2		2年後期	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2		3年後期	
教育実践に関する科目	栄養教育実習	栄養教育実習事前事後指導 栄養教育実習	1 2		4年前期 4年前期	
	教職実践演習	教職実践演習(栄養教諭)	2		4年後期	
	合 計		26			

注1 表中の科目は、卒業要件に含まれない。

IV. 栄養に係る教育に関する科目

【栄養学科】

栄養教諭一種

区分	授業科目	単位数		配当年次
		必	選	
栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	学校栄養教育法	2		3 年前期
幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項				
食生活に関する歴史的及び文化的事項	食に関する指導法	2		3 年後期
食に関する指導の方法に関する事項				
合計	4 単位を修得			

V. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定められた科目

所属する学部で定められた、「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の各科目を修得する必要がある。

学部	区分	該当科目	単位数	備考
栄養学部	日本国憲法	法学(日本国憲法)	2	
	体育	スポーツ科学	2	
	外国語コミュニケーション	英語 I	2	
		英語 II	2	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	コンピュータ基礎演習 I	2	
コンピュータ基礎演習 II		2		